

令和3年3月30日

令和2年度 神奈川県立大和東高等学校 不祥事ゼロプログラム 検証

		目 標	行 動 計 画		点 検	実施結果・達成状況と課題整理等
1	法令遵守意識の向上	すべての教職員が、不祥事防止の取組を自分のこととして捉え、主体的に取り組む当事者意識の醸成。	i	事故防止会議や朝の職員打合せ等の機会を通じて、年間を通して継続的に職員全体への注意喚起を行い、法令順守に対する意識の涵養を図る。	○	○教育委員会が作成する「不祥事防止職員啓発・点検資料」を用いての職員研修を毎月必ず開催した。さらに県教委からの通知から不祥事防止のポイントを全職員で共有した。 ○職員が相互に様子を確認しあい、体調不良なども管理職に報告が上がるなど風通しのよい職場環境となった。
			ii	職員の健康状況や勤務状況等の把握をきめ細かく行うとともに、管理職からの定期的な声掛けを通じて、不祥事に結び付くような状況を未然に察知し、不祥事防止を図る。	○	
2	職場のハラスメント（パワハラ・セクハラ等）の防止	職員間のハラスメント行為を防止する。	i	職員にハラスメントについて情報を提供し、被害者にも加害者にもならないよう意識の醸成を図る。	○	○職員室での教員同士の会話にも十分に耳を傾けハラスメントにつながるあるいは他者が不快になる言動を拾った際はすぐに指摘するよう全員が共通理解を図り負の連鎖を断ち切った。 ○今後も言葉遣いの配慮をさらに徹底することを全員で心掛ける。
			ii	全教職員に対して、気軽に相談できる体制を整備し、早く情報を得ることにより、迅速かつ組織的に行為の根絶を図る。	○	
			iii	職員一人ひとりが職員間のハラスメント行為（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の未然防止について当事者意識を持って取り組み、当該行為を行う職員はゼロを目標とする。	○	
3	わいせつ・セクハラ行為の防止	わいせつ・セクハラ行為が生徒の人権を踏みにじる行為であり、決して許されないことを全ての職員が十分に理解し、人権に配慮した行動の徹底を図る。	i	全ての職員がわいせつ・セクハラ行為に対するアンテナを高く持ち、自分の周囲で疑わしい行為があった場合には躊躇せず直ちに管理職に伝える体制を構築する。	○	○職員の疑わしい行為はゼロであった。 ○生徒への連絡方法及び個人情報の管理などを規定どおり行い、不祥事ゼロにつなげることができた。
			ii	これらの行為の多くが生徒とのSNS等の利用やメールでのやりとりが発生の端緒となることが多いことから、携帯電話番号・電子メールアドレスの適切な収集及び連絡方法について、様々な機会を通じてルールの確認・徹底を行う。	○	
4	体罰・不適切指導の防止	生徒の人権に対する配慮を怠ることなく日頃から適切な生徒指導に努め、体罰や不適切な指導を未然に防ぐ。	i	生徒と教職員との良好な人間関係の構築が、体罰・不適切行為の防止に大きな効果があることから、生徒と職員が積極的にコミュニケーションを図り、良好な人間関係の構築を図る。	△	○ほとんどの教員が生徒との丁寧な対応で良好な人間関係を築けた中で、一歩間違えれば体罰とも捉えられないような言動が見られることがあった。「アンガーマネジメントを職員全員ができる」ことが次の目標である。
			ii	新採用などの経験の浅い教職員に対しては、部活動指導ハンドブックを配布し、体罰によらない部活動指導への理解を深めさせる。	○	

5	入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底を図るとともに、管理職をはじめ全ての職員が職員同士の相互チェックに取り組むことで、事故防止に努める。	i	評価等の誤入力を防ぐため、点検マニュアルの遵守と複数チェック体制の徹底を図る。	○	○入学者選抜や成績処理において、複数人による2回以上の点検機会を必ず設け、人為的なミスがゼロとなるような仕組みを構築した。 ○入学者選抜マニュアルは、一部の作業で合理的でミスがなくなる手順に一部手直しを行った。
			ii	令和元年度入学者選抜マニュアルを検証し、必要な見直しがあれば確実に行う。	○	
6	個人情報等の管理・情報セキュリティ対策	職員の個人情報管理に対する高い意識の構築を図り、紛失・遺漏等が起こらない職場を作る。	i	教務手帳の適切な管理及び定期考査処理期間のシュレッター使用禁止等の取組みを通じて、個人情報管理の徹底を図る。	○	○テスト～成績処理の期間はシュレッター使用を禁止、さらに対策重要度の高い個人情報は鍵の掛かるロッカー等に保管することを全員が徹底することで個人情報の遺失や漏洩を防止できた。
			ii	答案用紙・成績表・調査書などの重要な個人情報の受け渡し体制と管理体制を確認し、個人情報の管理の徹底を図る。	○	
7	会計事務等の適正執行	県費、私費の迅速で適正な執行と、事故の未然防止に努める。	i	年度当初に、私費会計のルールについて担当職員対象の研修会を行い、年間を通じて適切な会計の執行が行われるようにする。	○	○会計担当者は私費会計基準の理解に努め、会計業務を行った。また、すべての会計伝票及び帳簿を管理職及び事務長が随時点検しミスの未然防止を図った。私費会計の事故等はゼロである。 ○会計担当者だけでなく、全職員が私費会計基準を理解することが次の課題である。
			ii	外部から講師を招き、私費会計に係る事故防止についての県立学校不祥事防止研修会を校内で実施し、職員の意識の涵養を図りながら、全職員でミスのない私費会計業務に努める。	○	

○ 令和2年度不祥事ゼロプログラム全体の達成状況と令和3年度に取り組むべき課題
(学校長意見)

令和2年度不祥事ゼロプログラムを遂行するため、月に1回以上の研修会を実施した。研修会で職員の理解が深まったことから、今後も研修会は継続する。重要なことは繰り返し伝えるとともに、職員間でも互いに注意しながらスムーズに業務が行えるよう、さらに意識を高める工夫を行う。

令和3年度は2年度に引き続き、不適切な指導の根絶並びに個人情報の管理、成績処理及び進路関係書類の作成に係る事故防止並びに入学者選抜に係る事故防止に取り組むとともに、教員の働き方改革も念頭に業務執行体制の確立等にも重点的に取り組む。